

平成 18 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 三甲野 隆優  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 7 9 1 8 )  
問い合わせ先  
役職・氏名 取締役 正部 一行  
電話番号 03 - 5155 - 6801

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 70 期定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社および当社子会社の取締役及び執行役員の業績向上に対する意欲や士気を高めること、顧問及びコンサルタントの当社に対する参加意識を高めることにより当社業績向上を図ること及び当社の常勤監査役の適正な監査に対する意思を高めることにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションとして、新株予約権を取締役会決議により無償で発行するものであります。

### 2. 新株予約権発行の要領

#### (1) 新株予約権の割り当てを受ける者

当社および当社子会社の取締役、執行役員、常勤監査役ならびに顧問およびコンサルタント

#### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 300,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行なう場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整する。

(3) 発行する新株予約権の総数

3,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当りの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当りの金額(以下「行使価額」という)に、本新株予約権の目的である株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または発行日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする)のいずれか高い額に 1.00 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以後に、時価を下回る価額により新株の発行はまたは自己株式の処分(会社法第 194 条の規定(单元未満株主による单元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換または行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による生じる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 21 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時において当社および当社子会社の取締役、執行役員、常勤監査役ならびに顧問及びコンサルタントであることを必要とする。ただし、新株予約権者が当社および当社子会社の取締役、執行役員または常勤監査役を任期満了により退任した場合、その他の正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

新株予約権の譲渡、質入れその他の処分および相続は認めないものとする。

その他の条件については、本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が株主総会でされた場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、当社は、当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったことにより、新株予約権を行使できなかった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該新株予約権については当社は無償で取得することができる。

当社はいつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却できるものとする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を必要とする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 上記の内容については、平成18年6月29日開催予定の当社第70期定時株主総会において「ストックオプション(通常型)として新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上